

# 給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

御注意

4 新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に送付してください。一括徴収することが義務づけられています。

3 転勤(転職)等による特別徴収届出書は、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

2 黒のボールペン又は、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。

1 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。

また、「前勤務先が個人事業主の場合」、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

令和 年 月 日提出		市町村長 殿		〒		1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
フリガナ		住所(居所)又は所在地		〒		特別徴収義務者指定番号		※市町村ごとに異なります			
氏名又は名称		フリガナ		フリガナ		宛名番号					
代表者の職氏名印		代表者の職氏名印		代表者の職氏名印		連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号		課・係		氏名	
個人番号又は法人番号		個人番号又は法人番号		個人番号又は法人番号		個人番号又は法人番号		電話		(内線 )	
受給者番号(整理番号)		フリガナ		フリガナ		特別徴収税額(年税額)		(ア) 特別徴収税額		(イ) 徴収済額	
氏名		氏名		氏名		円		円		円	
生年月日		昭和・平成 年 月 日		昭和・平成 年 月 日		円		円		円	
個人番号		個人番号		個人番号		円		円		円	
1月1日現在の住所		1月1日現在の住所		1月1日現在の住所		円		円		円	
給与の支払を受けなくなった後の住所		給与の支払を受けなくなった後の住所		給与の支払を受けなくなった後の住所		円		円		円	

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由		徴収予定		
1. 異動が令和 年 12 月 31 日までで、申出があったため ( 月 日申出)	徴収予定月 日	徴収予定額	徴収予定額合計(上記(ウ)と同額)	円
2. 異動が令和 年 1 月 1 日以後で、特別徴収の継続の希望がないため	・	円	円	円
異動者印	・	円	円	円

相続人の氏名等	
氏名	続柄
住所	
電話	

異動の事由		異動後の未徴収税額の徴収	退職した年の1月から退職時までの給与支払額
1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他(特別徴収不可)		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収(1月以降は必須) ( 月分で納入 ) ( 月 日納期分 ) 3. 普通徴収 (理由)	円
※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。			控除社会保険料額 円
1 (普B)	他の事業所で特別徴収(例:乙欄適用者)		
2 (普C)	給与が少なく税額が引けない(例:年間の給与支給額が〇〇万円以下)		
3 (普D)	給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない)		
4 (普E)	事業専従者(個人事業主のみ対象)		

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※新規事業所の場合は記入不要です。)		新しい勤務先では		※市町村記入欄
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地		月割額 円を		
フリガナ		月分から徴収し、納入します。		
氏名又は名称		新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。		
代表者の職氏名印		納入書 要・不要		

【提出先】 〒289-1192 八街市八街ほ35番地29 八街市役所 総務部 課税課 市民税班